

建築物省エネ法が 改正されました

(令和元年5月17日公布)

- 省エネ基準への適合義務制度の対象が、300㎡以上の非住宅建築物に拡大されます
- 300㎡未満の小規模住宅・建築物について、建築士から建築主への省エネ性能に関する説明が義務づけられます



改正法のポイントや Q&A、各種パンフレット等を以下のサイトに掲載していますので、是非ご活用ください。

改正建築物省エネ法のページ

検索



<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/shoenehou.html>

【改正の概要】

	建築物	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	1 <u>適合義務制度の 対象を拡大</u> 【中規模建築物を新たに追加】	5 届出義務制度の 審査手続き合理化
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)		
小規模 (300㎡未満)		
	3 <u>建築士から建築主への説明義務制度を創設</u>	
住宅 トップランナー制度		4 <u>住宅トップランナー制度※の 対象を拡大</u> 【注文戸建・賃貸アパートを新たに追加】

※住宅を大量に供給する大手住宅事業者を対象に、目標年度を示した上で、トップランナー基準(省エネ基準を上回る基準)の達成を誘導する制度

◆オフィスビル等に対する措置◆



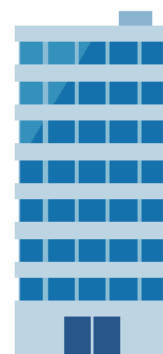
1 省エネ基準への適合義務制度の対象を300㎡以上の中規模建築物に拡大

※改正前は2000㎡以上の大規模建築物が対象
※省エネ基準への適合が、建築確認や完了検査時に審査・検査されます



2 性能向上計画認定制度(容積率特例制度)の対象に、複数の住宅・建築物の連携による取組みを追加

※複数の住宅・建築物の連携により認定を取得した場合、一定の要件を満たせば、省エネ街区形成事業(補助事業)の対象となります



◆戸建住宅等に対する措置◆



3 建築士から建築主に対する省エネ性能の説明義務制度を創設

※省エネ基準への適否、(省エネ基準に適合しない場合)省エネ性能確保のための措置について説明が必要となります
※分譲住宅・賃貸住宅の売主・仲介事業者等に対して購入者・賃借人への説明を義務づけるものではありません



4 住宅トップランナー制度の対象に、注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者※を追加

※改正前は建売住宅を年間150戸以上供給する事業者が対象
※対象事業者は、注文住宅は年間300戸以上、賃貸アパートは年間1,000戸以上供給する事業者とすることを予定



◆マンション等に対する措置◆



5 民間審査機関による評価書を提出する場合、届出期限を着工の3日前に短縮

※改正前は着工の21日前までに届出が必要
※民間審査機関による評価書は、住宅性能評価書等を想定



◆その他の措置◆



6 地域の自然的条件等の特殊性を踏まえて、地方公共団体が独自に省エネ基準を強化できる仕組みを導入